

令和7年度 後期 授業料免除、徴収猶予及び月割分納の申請について

このことについて、下記のとおりお知らせします。希望される場合は、提出期限までに申請してください。

①高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

種類	内容	対象学年
授業料減免	日本学生支援機構給付奨学金制度への申請となります。 家計基準に該当する者は、授業料等減免と給付型奨学金が受けられます。また、 <u>多子世帯(子供3人以上を扶養する世帯の学生は、所得制限なく授業料等減免が受けられます。)</u> ※学力基準、資産基準があります。	本科4・5年生、専攻科1・2年生 (本科4・5年及び専攻科1・2年次に、休学理由以外で留年したことのある学生は除く。)

・申請書について

対象学年の保護者及び学生に＜日本学生支援機構給付奨学金＞募集案内を別途ご連絡していますので、ご確認ください。

※現在採用中の学生は、重ねての申請は不要です。

・申請書提出期限 1回目：令和7年9月19日（金）15時／2回目：令和7年10月17日（金）15時

※なるべく9月末までにお申し出ください。それ以降に申請した場合は、一旦授業料が引き落とされ、減免が確定した後に振込手数料を差し引いての返金対応となります。

②国立高等専門学校機構における授業料免除

種類	申請可能事由	対象学年
授業料免除 申請	・免除算定基準日(原則として4月1日)前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)に、学資負担者(学資を主として負担している者)が死亡した場合又は対象学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合 ・免除算定基準日前6月以内において、学資負担者の失職等理事長が定める理由により、著しい家計の急変があった場合	全学年
	・在学した期間が通算して36月を超える等、就学支援金の受給資格のない本科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀と認められる者 ・就学支援金の受給資格がある本科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者	本科1～3年
前期分 徴収猶予申請	・経済的理由により授業料を納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、 ・学資負担者が死亡した場合又は対象学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付が困難と認められる場合、 ・その他やむを得ない事由があると認められる場合	全学年
前期分 月割分納申請	・学資負担者が死亡した場合又は対象学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けるなど、授業料の納付が困難となるような特別の事由があると認められる場合	

・申請書について

申請事由について確認後に配付しますので、下記担当へご連絡ください。

・申請書提出期限 令和7年9月26日（金）17時

③高等学校等就学支援金及び高校生等臨時支援金

種類	内容	対象学年
授業料に充当	対象者については、7月に申請手続きを行っているため、 <u>重ねての申請は不要です。</u> 審査完了後、認定結果に応じて、差額分の授業料を徴収します。	本科1～3年生 (原則、在籍36月までが対象)

◆ 担当（問合せ先）◆

*広瀬キャンパス 学務課学生係 E-mail:gakusei@sendai-nct.ac.jp

〒989-3128 宮城県仙台市青葉区愛子中央4-16-1 TEL:022-391-5539

*名取キャンパス 学生課学生支援係 E-mail:gakuseishien@sendai-nct.ac.jp

〒981-1239 宮城県名取市愛島塩手字野田山48 TEL:022-381-0266